



熊本県公報

号外 第10号
令和8年(2026年)
3月6日(金)
(毎週 火・金発行)

目次

- 条 例
○熊本県高等学校等教育改革促進基金条例…………… (高校教育課) 1

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県高等学校等教育改革促進基金条例

- 1 熊本県高等学校等教育改革促進基金(以下「基金」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を条例で定めることとした。
(1) 基金の設置について定めることとした。(第1条関係)
(2) 基金として積み立てる額について定めることとした。(第2条関係)
(3) 基金に属する現金の保管について定めることとした。(第3条関係)
(4) 基金の運用から生ずる収益の処理について定めることとした。(第4条関係)
(5) 基金の運用について定めることとした。(第5条関係)
(6) 基金の処分について定めることとした。(第6条関係)
(7) その他基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。(第7条関係)
2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

熊本県高等学校等教育改革促進基金条例をここに公布する。
令和8年3月6日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第1号

熊本県高等学校等教育改革促進基金条例
(設置)

第1条 公立の高等学校等(特別支援学校の高等部を含む。)における教育改革の推進のための事業に要する資金を積み立てるため、熊本県高等学校等教育改革促進基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、熊本県一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。
(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第6条 知事は、第1条の事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。